沼津市排水設備指定工事店の継続申請に必要な書類

※指定様式については沼津市ホームページからダウンロードして下さい。

・排水設備指定工事店継続指定申請書（第四号様式）
申請者欄は代表者直筆もしくは記名押印

・住民票の写し
法人の場合は代表者に関するもの、交付されてから３カ月以内のもの

・在留カード又は特別永住者証明書（代表者が外国籍の場合のみ）

・経歴書（指定様式）
学歴、免許、資格等を記載。法人の場合は代表者に関するもの

・身分証明書
法人の場合は代表者に関するもの
本籍地の市町村で交付、交付されてから３カ月以内もの

・登記事項証明書（法人のみ）
交付されてから３カ月以内のもの

・定款の写し（法人のみ）
原本と相違ないことの証明が必要

・営業所の平面図、付近見取図及び写真
平面図　⇒　事務所、資材置場等の配置のわかるもの
付近見取図　⇒　住宅地図の写し等
写真　⇒　営業所の外観（全景）及び事務所・資材置場等の内部を写したもの
（塩ビ管、桝など排水設備工事に関係する材料が写るように）

・排水設備工事責任技術者名簿（指定様式）

・排水設備工事責任技術者証明書（指定様式）
工事店欄は代表者直筆もしくは記名押印
他の営業所と兼任している場合は兼務状況を記載する。

・選任関係を証する書類
保険証、社員証の写し等。雇用関係がない場合は、選任していることを確認できるもの

・責任技術者証の写し

・排水設備工事用機械器具調書
機械器具の名称、型式、数量等の一覧表。「排水設備工事の施工に必要な設備及び機材に係る基準」に記載されているものは必ず記入。

・排水設備工事用機械器具の写真
調書に記載した物の写真で、内容が識別できるよう撮影されたもの

・確約書（指定様式）

・暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（指定様式）

排水設備工事の施工に必要な設備及び器材に係る基準

沼津市排水設備指定工事店規程第4条第2号に規定する「排水設備工事の施工に必要な設備及び器材は次のとおりとし、それぞれ常時使用可能な状態にあることとする。

区　　分	名　　称	所有形態
車　　両	トラック又はライトバン（軽自動車を含む。）	自己所有
転 圧 機	ランマー又はプレート等	自己所有
測量機器	水準器（レベル）及び箱尺（スタッフ）等	自己所有
その他の 小 器 材	つるはし スコップ 大ハンマー かなづち カッター又はのこぎり（塩化ビニール用） バール	自己所有 〃 〃 〃 〃 〃

問い合わせ
〒410-8601 沼津市御幸町 16-1
沼津市役所
水道部水道サービス課
給排水サービス係
℡：055-934-4856